

契約書

(居宅介護支援事業)

利用者様 : 様

事業者：介護相談センター みはらし

様利用者様」といいます)と合同会社サニー の営む介護相談センターみはらし(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者様に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者様の委託を受けて、利用者様に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者様の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者様から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者様へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者様にその名前を文書で通知します。また、利用者様又はその家族様の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。

第4条 (居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者様の居宅を訪問し、利用者様および家族様に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事が可能です。
- ③ 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者様およびその家族様に提供し、利用者様にサービスの選択を求めます。

- ④ 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が可能です。
- ⑤ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者様およびその家族様に説明し、利用者様から文書による同意を受けます。
- ⑦ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑧ ケアプラン作成している通所介護・地域密着通所介護・訪問介護・福祉用具貸与・併設事業所同事業所利用割合の説明を半年に一回説明を行い、理解を得るように努めるものとする。
- ⑨ 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う事ができます。
- ⑩ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
- ⑪ 感染症の発生及びまん延・災害等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。
- ⑫ 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の債務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

第5条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為次の措置を講ずるものとする。

- ① 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催・指針の整備・研修の実施・担当者を定めます。

第6条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者様およびその家族様と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第7条（施設入所への支援）

事業者は、利用者様が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者様に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第8条（居宅サービス計画の変更）

利用者様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者様双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第9条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

第10条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者様が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者様を援助します。
- 2 事業者は、利用者様が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者様に代わって行います。

第11条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者様は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者様は、当該利用者様に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者様または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者様が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者様に交付します。

第12条（料金）

（ア）介護支援専門員取扱件数45件未満の場合

要介護1・2 1086単位 要介護3・4・5 1411単位

（イ）介護支援専門員取扱件数45件以上60件未満の場合

要介護1・2 544単位 要介護3・4・5 704単位

（ウ）介護支援専門員取扱件数60件以上場合

要介護1・2 326単位 要介護3・4・5 422単位

第13条（契約の終了）

- 1 利用者様は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者様に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者様に提供します。

- 3 事業者は、利用者様またはその家族様が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
 - ③ 利用者様が死亡した場合

第14条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様およびその家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者様の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

第15条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第16条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者様や家族様から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第18条（善管注意義務）

事業者は、利用者様より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第19条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者様と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第20条（裁判管轄）

利用者様と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者様の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者様、事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【 利用者様 】

住 所

氏 名

印

【 代理人様 】

住 所

氏 名

印

【 事業所 】 〒047-0263 小樽市見晴町7番25号

介護相談センター みはらし

管理者 鈴木 幸枝

印

（ 指定番号 第0172003022 号 小樽市）

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

----- 記 -----

1. 使用する目的

事業所が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2. 使用にあたっての条件

①情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者様や家族様個人に関する情報。
- ・認定調査票（85項目および特記事項）、主治医意見書、介護定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

4. 使用する期間 契約締結日から契約終了日までの間。

令和 年 月 日

利用者様

住 所
氏 名

印

利用者様 家族代表

住 所
氏 名
(続柄)

印

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (0134-62-0708) (月～金曜日 09:00～17:00)

担 当 介護支援専門員 鈴木 幸枝 / 管理責任者 鈴木 幸枝

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護相談センター みはらし
所在地	小樽市見晴町7番25号
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (小樽市 第 0172003022 号)
サービスを提供する実施地域※	札幌市 (西区 手稲区) 小樽市 (桂岡町・銭函・星野町・見晴町)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 (兼務) 介護支援専門員 (兼務) 1名 (常勤)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時00分まで

(土・日曜・祝日・12月29日～1月4日は休業・お盆休み1日(会社の定める日))

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者様及びその家族様にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

(1) 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事が可能です。

(2) 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が可能です。

(3) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に前6ヵ月にケアプランを作成している通所介護・地域密着通所介護・訪問介護・福祉用具貸与の利用割合と、同一の事業者の提供の割合（上位3位まで）を、半年に一度説明を行い、理解を得るように努めるものとする。

(4) 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う事ができます。

(5) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

(6) 感染症の発生及びまん延・災害等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。

(7) 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の債務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

4. 虐待防止に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為次の措置を講ずるものとする。

(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

5 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合（ひと月）

要介護 1・2 1086 単位 要介護 3・4・5 1411 単位

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合（ひと月）

要介護 1・2 544 単位 要介護 3・4・5 704 単位

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合（ひと月）

要介護 1・2 326 単位 要介護 3・4・5 422 単位

(エ) 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 300 単位

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者様及びその家族様にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

事業所 介護相談センター みはらし

サービス種類 居宅介護支援

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

①窓口設置場所 小樽市見晴町7番25号

0134-62-0708

②窓口開設時間 午前9時から午後5時(月曜日から金曜日)

③対応者 鈴木 幸枝（管理者）

相談担当者は、苦情があった場合は、速やかに苦情申立者へ訪問等の適切な方法により、該当苦情に係る事実把握を行う。また、具体的な対応をできるだけ迅速かつ適切に講ずるよう努めるものとする。

苦情の内容及び対応等の措置の内容について記録を作成の上、これを保管し、サービスの質の向上や再発防止に活用いたします。

2 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

相談担当者は、居宅サービス事業者に係る苦情があった場合は、速やかに、苦情申立者への訪問等により、申立の主旨や申立者の意向を確認する。

相談担当者は、申立者の意思を尊重しながら当該苦情に係る居宅サービス事業者

の担当者と連絡を取り、事実関係を把握の上、対応方法等を検討する。この検討は、必要に応じてサービス担当者会議の開催により行う事とする。

担当する介護支援専門員は、当該検討結果に基づき、居宅サービス計画の変更等の必要な措置を迅速に講ずる。また対応後の状況について、継続的に把握することとする。なお、居宅サービス事業者の対応が著しく不適切な場合は、関係機関への相談を行うこととする。

苦情はサービスの質の向上を図るために重要な情報であるという認識に立った上で、必要な対応を行うこととする。

(2) その他の窓口

札幌市手稲区役所 保健福祉課	所在地 札幌市手稲区前田1条1丁目1-10 電 話 011-681-2400
札幌市西区役所 保健福祉課	所在地 札幌市西区琴似2条7丁目1-1 電 話 011-641-2400
石狩市役所 介護・高齢担当	所在地 石狩市花川北6条1丁目41番地1 電 話 0133-72-6121
小樽市 介護保険課	所在地 小樽市花園2丁目12-1 電 話 0134-32-4111
札幌市福祉サービス苦情相談センター	所在地 札幌市中央区大通西19丁目 電 話 011-632-0550
北海道国民健康保険団体連合	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電 話 011-231-5175

7（事故発生時の対応）

- （1） 事業者は、サービスの提供に際して、利用者様のけがや体調の急変があった場合やその他必要な場合は、主治の医師、家族等への連絡等の適切な措置を迅速に講じるものとします。
- （2） 当事業者は、サービスの提供に当たって、当事業者の責に帰すべき事由により、利用者様又はその家族様等の生命、身体、財産又は名誉に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、当該損害の発生が当事業者の責にあると言えない場合は、この限りではありません。
- （3） 事業者は、事故が発生した場合、事故の状況及び講じた処置についての記録を作成し、2年間保管するものとします。
- （4） 事業者は、事故が発生した場合は、事故の原因を解明し、再発防止のための適切な対策を講じるものとします。

【 損害賠償責任保険 】

超ビジネス保険

保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

8 当法人の概要

法人種別・名称	合同会社 サニー	代表社員	鈴木 幸枝
資本金	1, 000, 000 円		
設 立	令和 6 年 5 月		
所在地・電話	住 所 小樽市見晴町 7 番 25 号		
	電 話 0134-62-0708	090-6219-5503	
事業内容	居宅介護支援事業		

9 医療と介護の連携

- (1) 病院へは「保険証、お薬手帳、介護保険証」を持参して下さい。
- (2) 急な入院の場合、出来るだけ早く、担当介護支援専門員にお申し出ください。
- (3) 病院へは「担当介護支援専門員（ケアマネジャー）」がいることをお伝え願います。
- (4) 利用者様が退院後、すみやかに自宅での療養生活が始められるよう準備を進めるために、「今、どんな状況か」を早めに知りたいので、病院からの説明内容は担当介護支援専門員に教えて下さい。（特に、「病状」や「退院の目処」）
- (5) 退院の目処がみえてきたら、担当介護支援専門員への連絡をして下さるようにご家族様からも病院にお願いして下さい。

10 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- (1) 当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者様が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者様自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者様が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者様等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者様に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者様から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者様から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4 注意事項

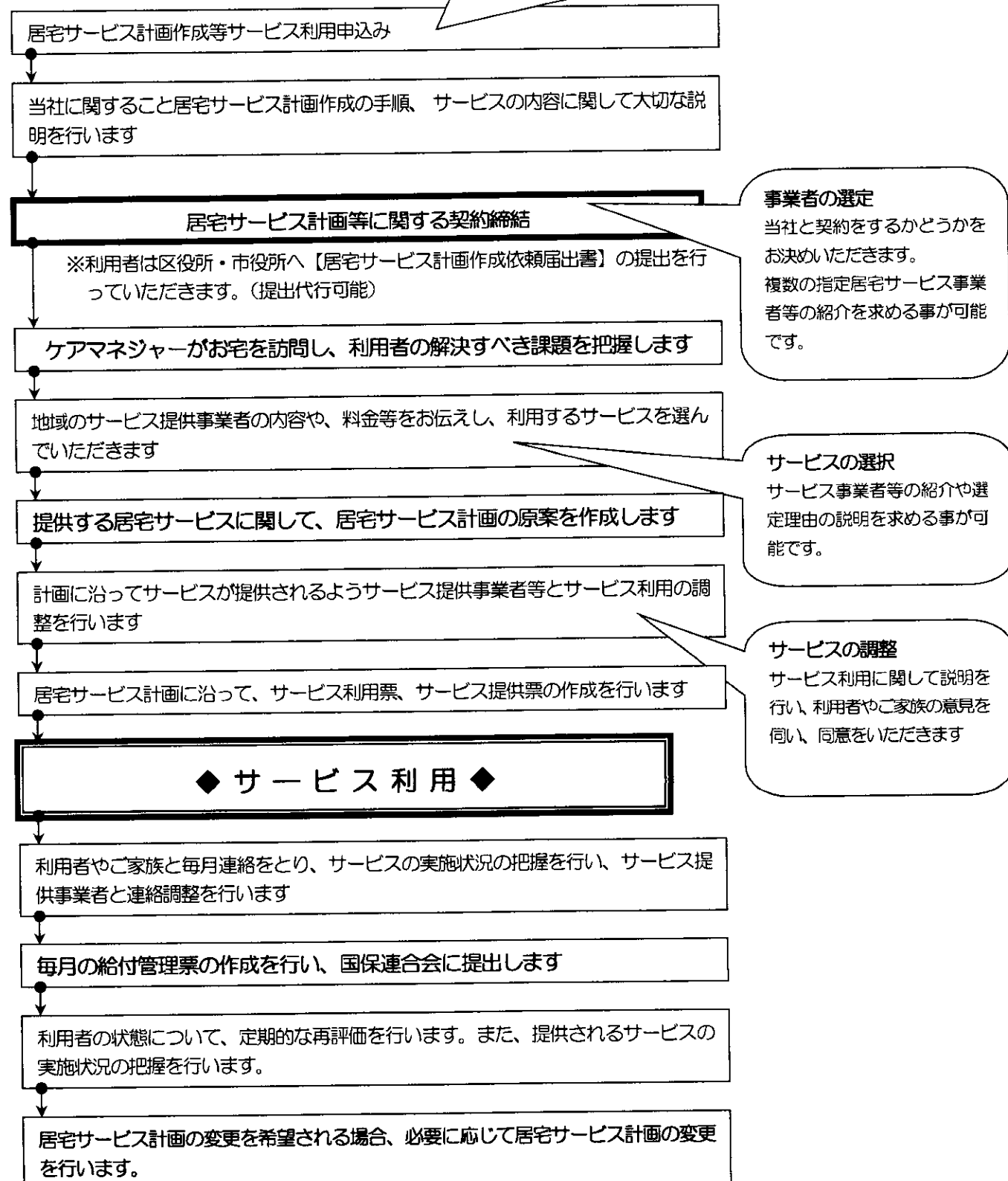
要介護認定の結果が不明なため、利用者様は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者様にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。
この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者様においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事が可能です。居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事が可能です。



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 小樽市見晴町 7 番 25 号

名 称 介護相談センター みはらし

管理者 鈴木 幸枝 印

説 明 鈴木 幸枝 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印